

安心・簡単・すぐにスタート！

建設業の契約をカンタンに。

建設系クラウド電子契約



★建設工事の請負契約が電子締結が可能に

★建設業界特化し機能の充実

建設業法の要件に適合

- 1) 取引先との事前合意の仕組み（電子契約利用合意書）
- 2) 契約書データに対するセキュリティと真正性のサポート（タイムスタンプ）
- 3) 締結内容を確認する第三者署名とレポート（電子契約締結内容証明書）

e契約（電子契約サービス）の3つの特徴

1 すぐスタートできる
easy to start



システム不要

システム導入が不要だから
初期費用も格安です

2 簡単にできる
easy to use



3クリックで完了

操作開始から契約完了まで
たった3クリックだけ

3 安心できる
feel easy



専門家のサポート

各業法に強い専門家が
設計したIT サービス

嬉しい3つの「0」

郵送・
交通・印刷コスト

0円

製本・
送付業務は

0回

保管スペースは

0m²

締結までわずか3クリック

before

製本

郵送

押印

返送

締結

保管

管理

after

不要

メール

電子押印

メール

締結

クラウド

自動通知



Click!

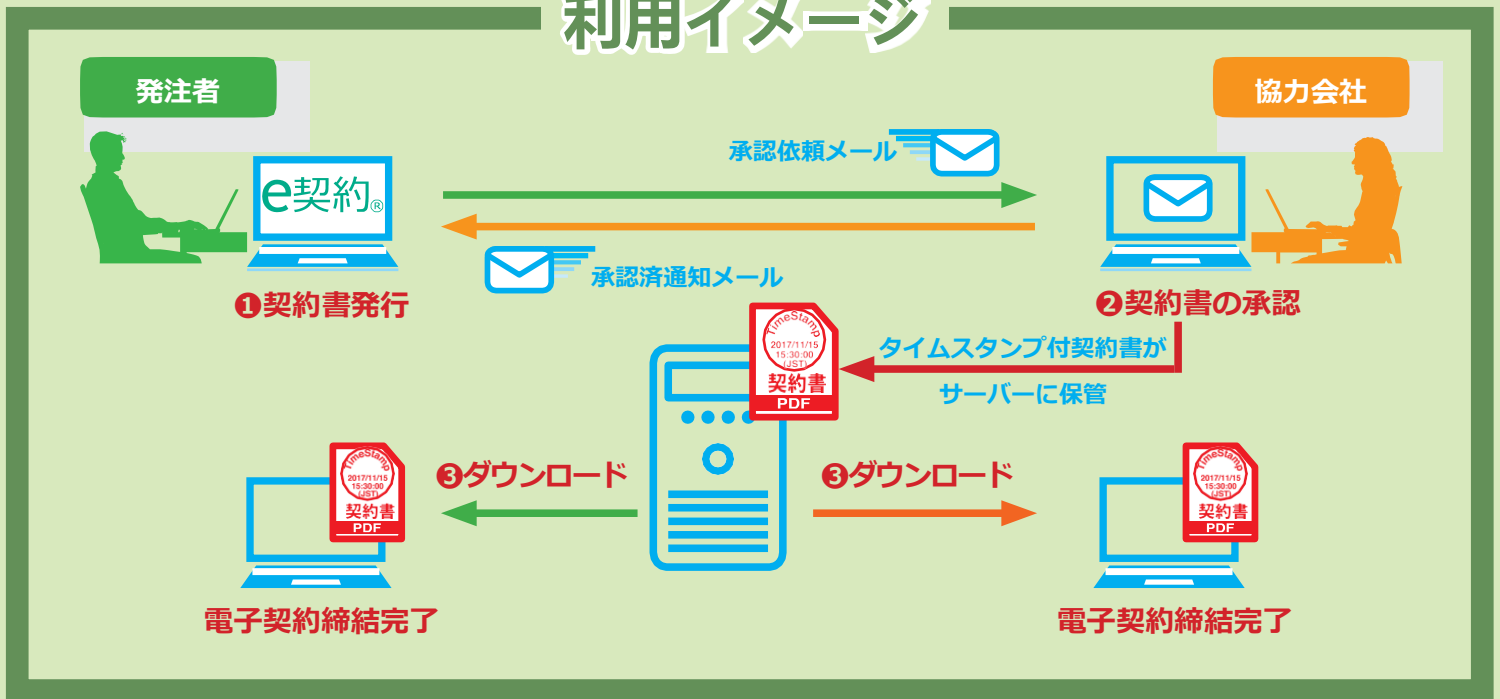


Click!



Click!

利用イメージ



充実の機能

- ネット環境があれば最短 3 分で契約締結完了
- 作成した契約書データは、自動でデータベース化
- 追加変更も 1 クリック
- 操作方法は簡単マニュアルレスで利用開始
- 契約期限・管理もサポート
- モバイル対応
- 紙の契約書もまとめて管理
- タイムスタンプと SSL による暗号化通信でデータ改ざん防止
- 安心のバックアップ体制
- 取引先の負担ゼロでスタート
- 取引先専用マイページも簡単に

関係法令

建設業法施行規則第 13 条の 2 第 2 項
「技術的基準」に係るガイドライン

(見読性の確保)

- ・当該契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。

(原本性の確保)

- ・ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

※電磁的措置の種類および内容に係る相手方の事前の承認(政令第 5 条)において相手との利用合意は前提となっております。

お問い合わせ先

株式会社 QORDIA

093-511-5155